平成27年5月臨時会

小平・村山・大和 衛生組合議会

日 時 平成27年5月29日(金)

場 所 小平·村山·大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成27年5月臨時会

日 時 平成27年5月29日(金) 場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員(12名)

 1番 佐藤 充
 2番 竹井ようこ

 3番 平野ひろみ
 4番 幸 田 昌 之

 5番 尾崎利一
 6番 関田 貢

 7番 中野志乃夫
 8番 中間建二

 9番 内 野 直 樹 10番 遠 藤 政 雄

 11番 須藤 博 12番 比留間朝幸

2. 欠席議員(0名)

3. 出席説明員

議事日程(第1号)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 小平・村山・大和衛生組合議会議長の選挙
- 第 3 小平・村山・大和衛生組合議会副議長の選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 会期の決定
- 第 6 会議録署名議員の指名
- 第 7 諸報告
- 第 8 小平・村山・大和衛生組合副管理者の選任
- 第 9 議案第 8号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意 を求めることについて
- 第10 議案第 9号 専決処分(小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例)の承認を求めること について
- 第11 議員の派遣について

○事務局長【村上哲弥】 皆様、おはようございます。事務局長を務めております村上と申します。

本日は、選挙後の初めての議会でございますので、当組合の議会事務局の立場から司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、理事者を代表いたしまして、当組合の管理者でございます、小林 正則小平市長からご挨拶を申し上げます。

〇管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。当衛生組合の管理者を 務めさせていただいております、小平市長の小林でございます。どうぞよろし くお願いします。

選挙後の最初の議会の開会に当たりまして、理事者を代表いたしまして、一 言ご挨拶を申し上げます。

本日は、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時議会を招集させていただき ましたところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様には、先般執行されました市議会議員選挙におきまして、めでたく当選の栄誉を得られましたことに、心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。また、このたびは、当衛生組合の議員として職責を担われることになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の臨時議会は、当組合の議長、副議長の選挙及び副管理者の選任等の人 事案件などをお願いする内容でございます。

当組合は、昭和40年に、各家庭から排出されるごみの中間処理事業を3市 共同で行うことを目的として設立されたものでございます。組織市との協調の 中で、環境に配慮し、安全かつ衛生的に処理するべく鋭意努力を重ね、所期の 目的を果たしてまいりました。

今後とも、どうぞよろしくご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げ

まして、挨拶とさせていただきます。

〇事務局長【村上哲弥】 ありがとうございました。

本日は、選挙後の最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまご出席をいただいております議員の皆様の中では、関田貢議員が年 長議員となりますので、ご紹介を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(関田貢臨時議長、議長席に着く)

○臨時議長【関田貢】 おはようございます。ただいまご紹介いただきました 関田貢です。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行 わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時議会を開催いたします。ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

〇臨時議長【関田貢】 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいまご着席のとおりといたします。

日程第2 小平・村山・大和衛生組合議会議長の選挙

〇臨時議長【関田貢】 日程第2、小平・村山・大和衛生組合議会議長の選挙 を行います。

お諮りいたします。地方自治法第118条の規定により、選挙の方法は投票

と指名推選の2通りがございますが、いずれの方法をとりましょうか。

(「指名推選」の声あり)

(「賛成」の声あり)

○臨時議長【関田貢】 ただいま、指名推選との発言の動議が提出され、所定 の賛成者がございます。

お諮りいたします。ただいまの動議のとおり決定することに、ご異議ござい ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【関田貢】 ご異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選に よることに決定いたしました。

候補者の指名を希望される方は、おいでになりますか。

- **○8番【中間建二】** 恐縮ですけれども、差し支えなければ、私に指名させていただきたいと思います。
- ○臨時議長【関田貢】 ただいま、中間建二議員から指名いたしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。中間建二議員を指名者とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【関田貢】 ご異議なしと認めます。

中間建二議員、候補者の指名をお願いいたします。

- **〇8番【中間建二】** 議長には、関田貢議員を指名いたしたいと思います。
- ○臨時議長【関田貢】 ただいま、指名されました不肖、私、関田貢を議長の 当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

議長選挙が終わりました。ご協力ありがとうございました。

○議長【関田貢】 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、議長の要職につくことになりました。身に余る光栄でございます。皆様に心から感謝を申し上げますとともに、重責を痛感しております。

もとより微力ではございますが、当組合議会の円滑な運営のため、努力して まいる所存でございます。何とぞ議員の皆様方の一層のご協力を賜りますよう お願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

それでは、議事を進めます。

なお、議事終了後、管理者報告がございますので、よろしくお願いいたしま す。

日程第3 小平・村山・大和衛生組合議会副議長の選挙

〇議長【関田貢】 日程第3、小平・村山・大和衛生組合議会副議長の選挙を 行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、選挙は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

副議長には、比留間朝幸議員を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました比留間朝幸議員を、副議長の当選 人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、よって、比留間朝幸議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました比留間朝幸議員が議場におられますので、 本席から会議規則第27条第2項の規定により告知いたします。

それでは、比留間朝幸副議長、自席でご挨拶をお願いいたします。

○副議長【比留間朝幸】 ただいま、議長からご紹介いただきました比留間朝幸でございます。

このたび、皆様の推挙によりまして、副議長を務めさせていただきます。身 に余る光栄であり、また身の引き締まる思いでございます。

微力ではございますが、議会が公正かつ円滑に運営できますよう、誠心誠意 努力し、職責を全うしてまいる所存でございます。議員の皆様のなお一層のご 協力を賜るよう、切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶 にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【関田貢】 ありがとうございました。

日程第4 議席の指定

○議長【関田貢】 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、ただいまご着席のとおり指定いたします。

日程第5 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第5、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第6 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から 指名申し上げます。

- 1番 佐藤 充議員
- 5番 尾崎利一議員
- 9番 内野直樹議員

以上、3名にお願いいたします。

日程第7 諸報告

○議長【関田貢】 日程第7、諸報告を行います。

諸報告につきましては、平成27年2月に行いました当衛生組合一般会計出 納検査の結果についてでございまして、お手元に配付いたしました印刷物のと おりでございます。

日程第8 小平・村山・大和衛生組合副管理者の選任

〇議長【関田貢】 日程第8、小平・村山・大和衛生組合副管理者の選任を行います。

副管理者でありました前東大和市長が、去る4月30日で任期満了となり、 現在、副管理者1名が欠員となっております。

副管理者につきましては、組合規約第8条第1項の規定により、2名を置く ことになっております。また、同条第3項の規定により、組合議会において、 組織市の市長のうちから選任することになっております。

今回は、任期満了に伴う副管理者の選任でございますので、この際、引き続き東大和市長に就任されました尾崎保夫氏を、現在1名欠員となっております 副管理者に選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、よって小平・村山・大和衛生組合副管理者に、東大和市長、尾崎保夫氏を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○議長【関田貢】 休憩を閉じて再開いたします。

それでは、引き続き、副管理者になられました東大和市長、尾崎保夫氏から ご挨拶をいただきます。

○副管理者【尾崎保夫】 皆さん、おはようございます。東大和市長の尾崎で ございます。

副管理者として、小林管理者をしっかりとサポートしながら、小平・村山・

大和衛生組合の運営が円滑にいくように頑張ってまいりますので、どうぞよろ しくお願いします。

○議長【関田貢】 ありがとうございました。

日程第9 議案第8号 小平・村山・大和衛生組合監査委員 の選任につき同意を求めることについて

○議長【関田貢】 日程第9、議案第8号 小平・村山・大和衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は議員の一身上に関することでございますので、地方自治法第117条 の規定により、須藤博議員の退席を求めます。

(11番 須藤博議員退席)

- ○議長【関田貢】 提案理由の説明を求めます。小林管理者。
- **〇管理者【小林正則**】 ただいま上程されました議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、現在欠員になっております小平・村山・大和衛生組合議員選出の監査委員に須藤博氏を選任いたしたいと考え、同意を賜りたく提案を申し上げるものでございます。

須藤博氏は、武蔵村山市議会におきまして、厚生産業委員会委員長、総務文 教委員会委員長などを歴任されており、そのすぐれた識見と高潔で誠実なお人 柄は、監査委員に適切な方であると考え、提案を申し上げるものでございます。

以上が本案の内容でございます。なお、ご同意を得られました場合には、選 任日を6月1日にいたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ ます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。本案は人事案件でございますの

で、質疑、討論は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

直ちに採決いたします。日程第9、議案第8号 小平・村山・大和衛生組合 監査委員の選任につき同意を求めることについて、本案を原案のとおり同意す ることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

須藤博議員の入場を許可いたします。

(11番 須藤博議員入場・着席)

- ○議長【関田貢】 それでは、監査委員に選任することにつき同意と決定いた しました須藤博議員にご挨拶をいただきたいと思います。
- **〇11番【須藤博**】 ご紹介にあずかりました須藤でございます。

監査委員という仕事の職責の重要性に鑑みまして、しっかりやらせていただきたいと思います。皆様のご指導、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長【関田貢】 ありがとうございました。

日程第10 議案第9号 専決処分(小平・村山・大和衛生 組合職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例)の承認を求めることについて

〇議長【関田貢】 日程第10、議案第9号 専決処分(小平・村山・大和衛 生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることに ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

〇管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第9号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご承認をいただくために、提案をさせていただくものでございます。

改正の内容は、公務員給与と地域における民間の給与水準との均衡を図るため、給料表の水準を一定率引き下げるかわりに、地域手当の支給割合を引き上げるなどの人事院勧告等に基づく国及び東京都の給与制度の総合的な見直しを踏まえ、組合が準拠いたしております小平市と同様の改正を実施したものでございます。

主な改正といたしましては、第1点目として、地域手当との配分を変更いた しました。

具体的には、給料表の水準を本年4月から平均で1.5%引き下げるとともに、 地域手当の支給割合を12%から4ポイント引き上げて、16%としたもので ございます。

なお、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、14%とする特例を設けてございます。

第2点目として、東京都や小平市の行政職給料表(1)が、6級構成から5級構成へ移行したことを踏まえ、管理職である4級の課長補佐職と、5級の課長職を新たな4級に格付するとともに、3級の係長職を新たな3級に格付するものでございます。

第3点目として、今回の給料月額の引き下げにより、退職手当に影響が生じることから、過去に経験した職務段階に応じて加算される調整額に係る調整額

点数の1点当たりの単価を、1,000円から1,075円へと75円引き上げるため、退職手当に関する条例を附則で改正したものでございます。

なお、組合が、給与制度を準拠している小平市におきましては、平成27年3月定例会で同様の改正を行い、4月1日から施行しているところでございますが、組合においても、4月1日から施行する必要があったことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

また、改正の内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。
- ○5番【尾崎利一】 給料表のほうを引き下げて地域手当が引き上げられるというご説明ですが、このことによって、実際に給料が減るという方はいないのかどうか、それが1点です。

それから、もう一つは、退職手当について影響が出ることから、退職手当条例というんですか、変更したということですが、この変更によって、退職手当そのものも引き下げにはならないという理解でいいのかどうか伺います。

○総務課長【藤野信一】 最初に、この改正によりまして、給与がマイナスになった職員はいるかということなんですが、実際にはおります。この方は、月額200円程度マイナスになっております。

それから、退職手当の額の影響ですが、調整額の単価の引き上げということですので、退職手当の基本額を算定する支給率等については影響ございません。

○7番【中野志乃夫】 今回の地域手当の変更に伴う内容ですけれども、行政 関係でも地域手当に基づく改編とかいろいろなものがあるんですけれども、職 員給与に関して、これは人事院勧告に基づく内容を受けての内容かと思うんで すけれども、これは何年ごととかいう内容の勧告なんですか。ここを見ると 30年3月31日までは特例という形も書いてありますけれども、その辺はど ういう扱いになっているかちょっと教えてください。

○総務課長【藤野信一】 人事院勧告に基づきまして地域手当が今回変更になったわけでございますが、国は単年度で小平市を1%引き上げる改正をしております。一方、小平市では12%が16%に4%上がります。東京都が18%から20%と2%上がりましたので、それに合わせて経過措置といたしまして、30年の3月までは12%を14%にしたということです。それ以降は、国の基準の16%になる、そういう改正でございます。

○7番【中野志乃夫】 単年度の改正ではあっても、人事院勧告に基づく基準で、どの基準で基づいているかちょっと私もわかりませんけれども、民間との給与調整、給与水準を見合わせた上で数値を出していると思うんです。その場合、例えば、経過措置として、福祉関係なんかだと10年の経過を踏まえた上での率を決めていたはずだと思うんです。この場合、一般職、地方公務員の職員の場合は、その辺の基準が何年基準なのかというのは、つまり、単年度で今回これを変更になったということであれば、数年後、また変更になって改定になるという話なのか、この改定によってしばらくはこのままずっと何年かはこのとおりにおさまるのか、ちょっとその点だけお聞かせください。

○総務課長【藤野信一】 国の人事院勧告では、この改正の引き上げを、平成 30年の4月に完成させるということになっておりますので、それまでは変更 はないものと考えております。

○5番【尾崎利一】 先ほど、200円ほど引き下げになる職員がいるという答弁でしたけれども、東大和でも同様の改定がされたわけですが、実際には引き下げにならないような措置をとったというふうに理解しているんです。衛生組合において、実際に、その1人という方について、給与が下がるという状態に現実になるということなのかどうかというのが一つ。

それから、もう一つは、先ほど言われた給料表は引き下げ、地域手当は引き上げ、その他幾つか変更がありましたけれども、それぞれの影響額の相対としてプラスに働いているのか、マイナスに働いているのか。

○総務課長【藤野信一】 給与が月額で引き下がる職員がおりますが、これは、 3月の改正前と改正後で比較したものでございます。 4月になりますと昇給い たしますので、実際には影響額はございませんでした。

それから、改正に伴う給与全体への影響ですが、27年度につきまして、約60万ほど上がる見込みでございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第10、議案第9号 専決処分(小平・村山・ 大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求める ことについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 議員の派遣について

○議長【関田貢】 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣につきましては、議長より提案するものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明いたします。

○総務課長【藤野信一】 それでは、議員の派遣につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

派遣の目的は、先進ごみ処理施設の視察でございます。

日程につきましては、7月2日木曜日、7月3日金曜日の1泊2日でございます。視察先は静岡県磐田市、神奈川県平塚市のごみ処理施設を予定しております。移動は貸し切りバスを利用いたしまして、宿泊先は、静岡県磐田市内のホテルを予定しております。

1日目の視察先の磐田市クリーンセンターでございますが、日量112トンのストーカ式焼却炉2基、それから15トンの灰溶融炉を1基備えております。 平成23年5月から稼働しております。昭和57年に稼働を開始しました施設の老朽化に伴いまして、建てかえたものでございます。

ごみ焼却に伴って発生する熱を利用いたしまして発電を行うとともに、隣接 する温水プール及び厚生施設に温水を供給しております。

2日目に視察いたします平塚市環境事業センターでございますが、平成 25年9月に整備されております。日量105トンの流動床式焼却炉3基を備 えた施設でございます。昭和63年から稼働しておりました施設が老朽化した ため建てかえたものでございます。

この施設では、民間事業者がごみ焼却施設の設計及び施工並びに20年間に わたる運営を一括して行うDBO方式を採用しております。また、ごみ処理に 伴う熱の利用につきましては、発電を行い、温浴施設等の周辺施設に温水を供 給しております。

なお、日程、パンフレット等の資料につきましては、後日送付する予定でご

ざいます。

○議長【関田貢】 説明が終わりました。

議員を派遣する場合、地方自治法第100条第13項及び会議規則第78条の2の規定により、派遣の目的、場所、期間等の議決が必要でございます。

お諮りいたします。この際、平成27年度組合議会における議員の派遣、行 政視察につきましては、配付いたしました日程の内容で実施したいと考えてお りますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、このように決定しました。なお、諸般の事情により変更が生じた場合は、議長にご一任を願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会5月臨時会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 佐藤 充

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾崎利 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 内野 直樹